

財 関 第 1387 号
平成16年12月27日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 木村 幸俊

関税定率法基本通達等の一部改正について

著作権法の一部を改正する法律（平成16年法律第92号）の施行に伴い、関税定率法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成17年1月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

21の2-1の(1)のハの(イ)の 中DをEとし、Cの次に次のように加える。

D 著作権又は著作隣接権を侵害する物品（著作権法第113条第5項に係るものに限る。）については、次の資料等を添付させることとする。

- a 同項に規定する「国内領布目的商業用レコード」のサンプル
- b 同項に規定する「国外領布目的商業用レコード」のサンプル（サンプルが添付できない場合には、当該「国外領布目的商業用レコード」の発行日、「国内領布目的商業用レコード」との同一性及び「日本国内領布禁止」等の表示内容が確認できる資料）
- c 同項に規定する「不当に害されることとなる場合」に該当することを明らかにする書類（ライセンス契約書等ライセンス料率を確認できる書類、卸売価格等を確認できる書類、レコード製作者が自ら発行している場合においてはその事實を確認できる書類）

第2 税関様式通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)の一部を次のように改正する。

(記載要領及び留意事項の一部改正)

輸入差止申立書(T - 1870)中「輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所()にレチェックを付す」を「輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所()にレチェックを付す(著作権又は著作隣接権のうち著作権法第113条第5項に規定する「国外領布目的商業用レコード」(以下「還流レコード」という。)に係る申立てについては、レチェックと併せて、権利名の横に「還流レコード」と付記する。)」に、「省略する。」を「省略する。」。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第113条第5項に規定する「国内領布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日を記載する」に、「。著作隣接権も同様とする」を「(著作隣接権も同様とする。)」。ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第113条第5項に規定する「国内領布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日から4年間とする」に改める。